

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢二

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年3月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

市長公室		秘書課 広報広聴課
政策局	政策部 行政改革推進室	東京事務所
総務局	総務部	ICT推進課 情報システム課
水道局	配水部	中管路整備課 東管路整備課 西管路整備課
人事委員会		人事委員会事務局
第一農業委員会		第一農業委員会事務局
第二農業委員会		第二農業委員会事務局

前記の課等において、令和4年4月1日から令和5年1月31日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室
令和5年3月1日から令和5年3月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。